

ご存知ですか？

社会保険・労働保険関係の手続は、インターネットを使って申請が出来ます

1 はじめに

ボイラー・クレーン関係の手続をはじめ、厚生労働省が所管している多くの手続は「電子政府の総合窓口 (e-Gov)」から、インターネットを使って申請することが出来ます。

今回は、電子申請のメリット、電子申請の準備の方法、電子申請の方法について紹介します。

2 電子申請のメリット

電子申請には以下のようなメリットがあります

① 24時間いつでも申請可能

「電子政府の総合窓口 (e-Gov)」から、24時間いつでも申請することが出来ます。そのため、窓口の閉庁時間を気にする必要がありません。

② 時間などの節約

電子申請を行うことで、窓口までの移動時間や待ち時間を節約することが出来ます。労働保険の年度更新時期などで窓口が混雑している場合や、事業場が窓口から遠距離にある場合には大変便利です。また、窓口までの移動が必要ないため、移動にかかる交通費も不要になります。

③ 事務の効率化

電子申請では、申請データを保存して反復利用することが出来るため、2回目以降の手続では、反復事項を入力しなくても手続が進められ、事務が効率化されます。また、入力チェック機能などにより、記入漏れや記入誤りなども防ぐことが出来ます。

メリットについては、以下のホームページをご覧ください

http://www.mhlw.go.jp/shinsei_boshu/denshiseihu/dl/other-01.pdf

なお、電子申請が出来る主な手続は、以下の表のとおりです。

表1 電子申請が出来る主な手続の一覧

手続名
労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書
労働保険の保険関係成立届
時間外労働・休日労働に関する協定届
健康診断結果報告
雇用保険被保険者資格取得届／喪失届
高齢者雇用継続給付金の支給申請
健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届
健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届
厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎・月額変更・賞与支払届
健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届／喪失届
ボイラーの落成検査申請
ボイラー検査証の書替え申請
第一種圧力容器の構造検査申請
小型ボイラーの設置報告
移動式クレーン運転士免許の試験合格に係る新規交付申請
クレーン・デリック運転士免許の新規交付申請
産業医の選任報告
療養補償給付たる療養の費用の請求
傷病の状態等に関する届出

3 電子申請の準備

電子申請の準備には、以下のものが必要になります。

- ・パソコン (Windows 8.1、Windows 8、Windows 7、Windows Vista SP2 に対応)
- ・電子証明書 (ファイル形式 / IC カード)
- ・ICカードリーダーライター (カード形式の証明書の場合)

① 電子証明書の入手

電子証明書は、電子申請に必要なものであるため、書面による申請の際の印鑑証明書と印鑑に相当するものです。

電子証明書は、法務省の登記所や民間

企業が運営する「認証局」が発行するもので、「認証局」によって価格や有効期限などに違いがありますので、詳しくは、以下のホームページをご覧ください。

http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flo/w/setup04/manu_certificate.html

なお、社会保険・労働保険の手续に用いた電子証明書は、国税の申請や登記の際にも利用することが出来ます。

② パソコンのセットアップ

e-Govの電子申請を利用するためには、パソコンのセットアップが必要です。セットアップの流れは、図1に示すとおりです。電子申請を利用する環境が整っているか確認をして、必要に応じてプログラムのインストールや設定を行います。詳しくは、以下のホームページをご覧ください。

<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup/index.html>

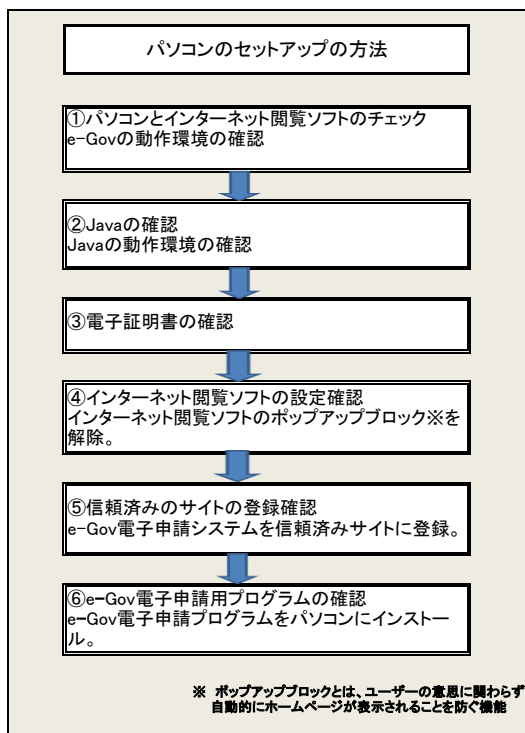


図1 パソコンのセットアップの方法

4 電子申請の流れ

パソコンのセットアップが完了すれば、電子申請可能です。電子申請の流れは、図

2に示すとおりです。

電子申請に関する詳細は、以下のホームページをご覧ください。

e-Gov 電子申請システム

<http://www.e-gov.go.jp/shinsei/index.html>

なお、電子申請に関することで困ったときには、ヘルプデスクに問い合わせることが出来ます。

電子政府利用支援センター（ヘルプデスク）

<http://www.e-gov.go.jp/contact/index.html>

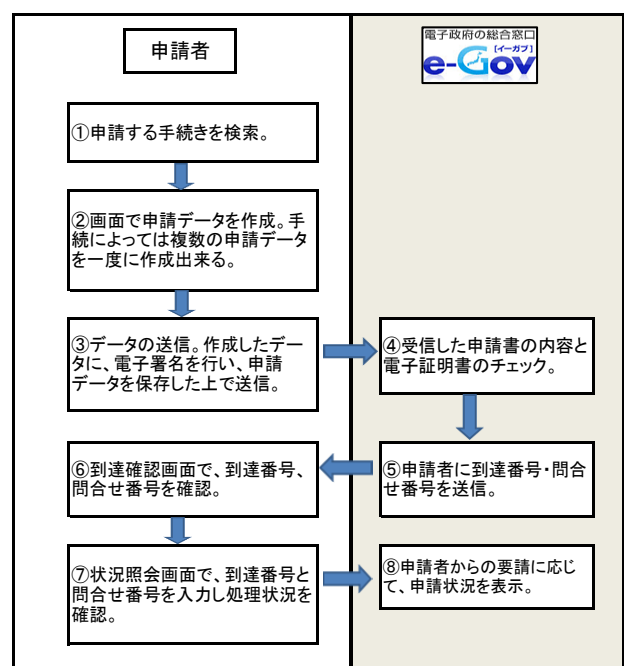


図2 電子申請の流れ

5 おわりに

電子申請は、いつでも申請可能、時間の節約及び事務の効率化というメリットがあります。この機会に是非とも、電子申請をご利用下さい。